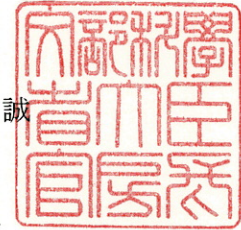


29受文科総第2226号  
平成30年4月18日

特定非営利活動法人かがわサンサン倶楽部  
代表理事 佐野 昭三 殿

文部科学省大臣官房長  
藤原 誠



文部科学省名義の使用許可及び文部科学大臣賞  
の交付について（回答）

平成30年3月20日付けで申請のあった標記については、下記によって実施して差し支えありません。

#### 記

- 1 文部科学省名義の使用を許可する行事等の名称及び期間  
特定非営利活動法人かがわサンサン倶楽部、民家の甲子園実行委員会 主催  
「第16回民家の甲子園」  
平成30年6月10日～平成30年8月8日
- 2 使用を許可する文部科学省名義  
後援
- 3 文部科学省名義の使用を許可する期間  
平成30年4月18日～平成30年8月8日
- 4 大臣賞を交付する者及びその数  
賞状：最優秀校に対し 1枚
- 5 守るべき事項等
  - (1) 行事等の事業計画を変更しようとするときは、直ちに届け出ること。
  - (2) 審査は厳正に行うこと。
  - (3) 行事等が終了したときは、速やかにその事業報告書及び収支決算書を提出すること。
  - (4) 行事等の経費は、全て主催者が負担すること。
  - (5) 行事等の実施に当たり、許可及び交付した趣旨に反すると認められる場合には文部科学省は、その是正を勧告することができる。
  - (6) 行事等の内容又は主催者等が文部科学省名義の使用の許可及び大臣賞の交付を受けた後に著しく変更されたとき、文部科学省の信用を傷つける行為を行ったとき及び(5)の勧告に従わなかったときは、許可及び交付を取り消すものとする。
  - (7) 賞状の文面については別紙によること。